

平成26年9月清須市議会定例会会議録

平成26年9月8日、平成26年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	大塚祥之	2番	小崎進一
3番	飛永勝次	4番	野々部 享
5番	岡山克彦	6番	小崎 豊
7番	渡辺秀人	8番	林 真子
9番	住田元紀	10番	常川則雄
11番	加藤光則	12番	高橋哲生
13番	石田敏治	14番	八木勝之
15番	村瀬勝哉	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野 茂
19番	白井 章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	加藤 静 治
副 市 長	永 田 純 夫
教 育 長	齊 藤 孝 法
企 画 部 長	葛 谷 賢 二
総 務 部 長	柴 田 定 男

市民環境部長	鷺見雅一
健康福祉部長	濱島治久
建設部長	川松來
会計管理者	松尾純夫
教育部長	櫻井広根
監査委員事務局長	水谷豊
総務部次長兼防災行政課長	大橋徳昭
市民環境部次長兼産業課長	寺井秀樹
健康福祉部次長兼子育て支援課長	林耕司
建設部次長兼上下水道課長	宮崎稔
人事秘書課長	加藤秀樹
企画政策課長	河口直彦
財政課長	平子幸夫
税務課長	間下伸一
収納課長	石塚美博
市民課長	星野薫雄
保険年金課長	石川定夫
生活環境課長	猪子公威
西枇杷島支所所長	岡島茂樹
清洲支所所長	後藤章夫
春日支所所長	服部森男
社会福祉課長	福田晃三
高齢福祉課長	河村義幸
健康推進課長	田中直子
土木課長	伊藤良雄
都市計画課長	石田隆
地域開発課長	加藤三章
新清洲駅周辺まちづくり課長	永渕貴徳
会計課長	小崎秋朗

学 校 教 育 課 長	浅 田 克 幸
生 涯 学 習 課 長	栗 本 和 宜
ス ポ ー ツ 課 長	前 田 剛 史
学校給食センター管理事務所長	加 藤 嘉 一

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	木 村 克 範
議会事務局議事調査課長	岩 花 竜 章
議事調査課総務係長	鈴 木 徳 雅

6. 会議事件は次のとおりである

- 日程第 1 認定第 1 号 平成25年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成25年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成25年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成25年度清須市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成25年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成25年度清須市水道事業会計特別会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 7 議案第25号 清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案
- 日程第 8 議案第26号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程第 9 議案第27号 清須市特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
- 日程第10 議案第28号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程第11 議案第29号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第30号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第31号 清須市母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第32号 清須市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案

- 日程第 15 議案第 33 号 清須市就学指導委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 35 号 平成 26 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 17 議案第 36 号 平成 26 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 18 議案第 37 号 平成 26 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 19 議案第 38 号 平成 26 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 20 議案第 39 号 平成 26 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 21 発議第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第 22 発議第 3 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

（ 傍聴者 3 人 ）

(時に午前 9時30分 開議)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

平成26年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は22名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日上程しております各議案については、9月1日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、議案質疑の回数及び時間については、申し合わせ事項により一般質問と同様になっております。

日程第1、認定第1号から日程第22、発議第3号までを一括議題といたします。

去る9月3日までに1名の方より、議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

なお、質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方式でお願いをいたします。

それでは、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 11番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

11番議員 (加藤 光則君)

議席番号11番、日本共産党、加藤光則です。

議案第26号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案、議案第27号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、議案第28号 清須市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例案について質問いたします。

本案は、政府が子ども・子育て支援新制度を来年4月から実施を目指し取り組んでいることに伴って、清須市が実施に向けて諸準備を進めるため、子ども・子育て支援法などに基づいて議会に提出された新規の条例案です。新制度においても、児童福祉法24条1項に定められているよ

うに、子供には保育を受ける権利があり、市町村には保育所保育を求める子供を保育所に入所させて保育する責任があります。条例化に当たり、新制度は実施主体である清須市が判断すべき事項が多くあります。

そこで、①新制度移行に伴って、現在受けている保育・教育水準がこれまでどおり担保されるのか伺います。

2つ目、議案第27号 運営に関する基準を定める条例案の第15条等に認定こども園について書かれていますが、市の認識を伺います。

3番目、同じく、議案第27号 運営に関する基準を定める条例案の第8条のところに保育の必要量の認定申請について書かれていますが、これまで保育所入所を希望する場合は、市への申し込みだけでしたが、新制度では市による保育必要量の認定の手続が必要になります。また、保育の必要量を保護者が管理しなければならない事態も予測されるわけですが、新制度について、市民に対してどのように周知していくのか伺います。

4番目、議案第27号の運営に関する基準を定める条例案の第13条に、新制度における保育料についてはどのように設定されるのか、伺います。

5番目であります。議案第28号 放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例案の第10項のところに職員について書かれていますが、児童クラブの職員について伺います。

対象児童が小学校に就学している児童となりました。設備及び運営に関する基準では、児童の集団の規模は、おおむね40人以下とする。支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とするとありますが、どのように対応されようとしているのか、伺います。

最後、6番目、同じく、第28号の放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例案の第9条のところに整備の基準があります。この児童クラブの整備の基準について伺います。

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設ける専用区画の面積は、児童1人につき、おおむね1.65㎡以上でなければならないという基準について、市はどのように対応していくのか伺います。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

初めに、①の質問について、林健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

①の新制度に伴って、保育・教育水準がこれまでどおり担保されるのかという御質問についてお答えいたします。

新制度では、質の高い就学前の学校教育・保育の総合的な提供や保育所待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援策の充実などを目指すものであります。基本的な考え方、方針については変わるものではないと考えております。よって、新制度後も現行の保育・教育水準はこれまでどおり担保されるものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

これまでどおり担保されるということを含め、御答弁いただいたわけですが、大きく保育制度の中身が変わろうとしているわけですがけれども、今回、この条例を出されるに当たって、実施主体としての判断や裁量権があるわけですがけれども、子どもの権利保障の立場から、これまでの清須市が培ってきた基準、内容と比べて、今回の条例案どうなんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

これまでの培ってきたということで、実際に保育については公立できちっとやっていくということは再三申し上げているところでございます。

また、現在、子ども・子育て審議会において、来年度からスタートする新制度に向けて事業計画というものを策定しております。そうした事業計画の中できちっとニーズ量に対して供給計画というものを立てていくというものでございますので、昨年実施したニーズ結果からも、そうしたニーズ量を把握した上で、きちっと確保していくというスタンスで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 1 番議員（加藤 光則君）

今回のこの子ども・子育て制度によっていろいろ仕組みが大きく変わろうとしているわけですが、改めてお聞きするわけですが、教育委員会さんのほうは、この制度で今、幼稚園があるわけですが、どういうふうにやっっていこうということでしょうか。改めてお聞きいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

新しい制度に伴います幼稚園、公立幼稚園は、選択肢はございませんので、施設の給付ということでこの制度のほうに移行していくという考え方でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 1 番議員（加藤 光則君）

ということは、この子育て支援法の適用を受けずに、従来どおり私学助成の対象施設として今までどおりやっっていくという認識でよろしいでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

今、御質問、私学ということでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 1 番議員（加藤 光則君）

これまでどおり公立の幼稚園としてきちっと今回の法律の中でも今までどおりやっっていくという認識でよろしいでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部長（櫻井 広根君）

清須市立の幼稚園、こちらのほうは新しい制度に組み入れられていくということでございます。

先ほど私学という御質問も一部ありましたが、そちらのほうは私学の経営者がどのように判断されていくかということによって新しい制度と、または私学助成を受けながら私立幼稚園で経営されるという二通りございますけども、今のところは私学のほうが多いというふうでは聞いております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

それでは、この実施に当たってさまざまな調査も行われたわけですが、この調査を踏まえて子ども・子育て計画、これは義務づけられているわけですが、この条例案を出すに当たっても論議されたと思うわけですが、このニーズについての特徴をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

子育て支援課長の林でございます。

ニーズ結果から見た市の子育て支援をどのようにつなげていくかということかと思いますが、まず今回の新制度の国の考え方というか、あらましにつきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援に係る新制度が本格的に実施される予定でございます。こうしたこの新制度では、大きなポイントとして、質の高い就学前の幼児教育・保育の提供や地域の子ども・子育て支援の充実というものを目指しているものでございます。

就学前の保育では、都市部などで問題になっている待機児童対策、また就学後においては放課後児童クラブの高学年までを拡充するということで、保護者の就労支援につなげていくというものでございます。

そうした観点からニーズ調査の結果を分析しますと、まずは出生から就学までにおいて、幼児教育・保育ニーズとして、保育所を希望されている方が約60%、また幼児教育を希望されている方は約36%という結果でございました。この数字から考えられることは、保育の3から5歳児はほぼ横ばいで推移するということが考えられるところでございますが、0から2歳児の乳児の保育ニーズは、現状の入所状況と比較しても今後ますますふえていくのではないかというふうと考えております。

また、小学生の放課後の過ごし方といたしましては、小学校低学年のうちは児童クラブとしては約36%と一定のニーズはございますが、高学年になると部活や習い事の割合が高いという結果でございました。しかしながら、一部の高学年のニーズにも応えていくということは、保護者にとって安心して就労できる環境になるということから、必要ではないかというふうに考えてございます。

また、女性の就業率を見ると、20歳代後半から30歳代前半にかけて出産や育児等のために仕事をやめられる傾向、M字カーブというものでございますが、こうした傾向は全国的な傾向でもございますが、子ども・子育て支援の意義としては、子育てを社会全体で支えていくという観点から、受け皿である企業側にも子育てへの理解を深めていただくことが必要で、子育てしながら就労しやすい環境整備が必要ではないかというふうに考えています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

今、いろいろニーズ調査を踏まえて、いろいろな問題点を明らかにされて、そういう中で、今回、大きな制度が変わっていく、そういう中で、また条例の提案であると思うわけですが、一つずつ細かく今から6個にわたって聞くわけですが、今回の新制度の条例化に当たって、従うべき基準と参酌すべき基準があるわけですが、従うべき基準においても上回る内容を定めることは容認されているわけですが、参酌すべき基準においては、地域の実情においてということが条例化に当たって国のほうもいろいろ言われておるわけですが、今、いろいろニーズ調査等もやられて、清須市は子供の安全や安心確保という観点から、これについてはどのようにこの条例案を検討されてきたのか、お伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

今、議員御指摘の従うべき基準、参酌基準、いろいろございますが、そうしたものにつきまして全て国が基準を定めてきております。私ども、今回、条例を出させていただきました中は、ほとんど国の基準に従って提案させていただいております。

その中で、1つ県の基準というか、国の基準よりさらに基準を強くしているのが事業所内保育

事業の面積基準だけは県の基準に従って設定させていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

先ほども安心安全という言葉がニーズ調査の中でも出されたわけですが、子供の最善の利益を保障して、保育の量的な拡大と保育の質の確保、これを求めていくためには、保育環境がしっかりと整備された保育所の増設、これも強めていく、こういうことも必要だと思うわけであります。

これは保育室を始めとした施設面積基準といった保育環境の条件整備と保育者等の職員数の増員とか保育者の処遇改善、こういうものも進めていくということは大事だと思うわけですが、全体的に国の流れを見ても、今、保育所を確保していく、こちらは一定部分ですね、清須市もやられているわけですが、質の確保といえば、まだまだ今、面積のことも若干言われたわけですが、臨時の職員がふえてきたとか、なかなか保育者の処遇改善というところでは進んでいないように思うわけですが、この辺についてはどういうふうに関心を持って今後考えられていくおつもりでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼防災行政課長（林 耕司君）

今回の新制度に当たって、まず、今の量的確保という、保育士、あるいは放課後児童クラブ等でいうと、今現在は児童厚生員という形のものでございますが、そうした確保というのは非常に課題ではあるというように考えております。

そうした中で、今後、質も合わせて当然確保していく必要があるかというふうに関心を持っていますので、研修等を通じて質をよくしていくというのは必要であるというふうに関心を持っています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

清須市は計画案が今、出されておいて検討されておられると思うわけですが、目指すべき子

ども・子育て支援の環境づくりの中で、質の高い教育・保育を受けられる環境を挙げて取り組んでいこうとしているわけですが、子供の幸せや利益を最大限に尊重して、子供の育ちを第一に考えること、ここを念頭に置くことが私、大切だと思いますので、このことをしっかりと基本に据えて取り組んでいただきたいと思います。

それから、児童福祉法の24条には、市町村の保育に関する責任は明確になっているわけですから、新制度の実施主体である清須市が責任をしっかりと持って取り組んでいく、このことが大事だと思います。

設備の面でも、先ほど国の基準ということを言われたわけですが、いろいろな部分でこれは私、安心安全という点ではいろいろ考えておかなければならない課題も出てくると思うわけです。例えて言うと、原則2階まで、それを超える場合は屋外避難階段を義務づけることが必要だとか、今回改正によって4階、5階まででもいいとか、いろいろ施設の中でも基準がですね、どうしても量のほうを追うものですから、ハードルを低くした部分が出てきてますので、清須市において、今後、いろんな課題が出てくると思いますので、安心安全という部分はしっかり担保して今後進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

2番へ行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、②の質問について、林健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

②の御質問にお答えいたします。

認定こども園制度については、今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について認可・指導監督が一本化され、国においては学校法人、または社会福祉法人による幼保連携型認定こども園の拡充が図られているところでございます。

市では、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の多様なニーズに応えられる施設であると考えております。したがって、公共施設あり方の基本方針及び保育所・幼稚園の整備ガイドラインにおいても、幼保一体化の認定こども園については、民間法人等からの申し入れがあった場合には積極的に検討するとしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 1 番議員（加藤 光則君）

あった場合は積極的に検討していくということをおっしゃったわけですが、政府のほうも待機児童対策として幼保連携型を中心に認定こども園の移行を奨励しているわけでありましたが、幼稚園側には幾つもの今、不安の声が聞かれているわけでありまして。

先般も、聞くところによりますと、8月末の時点でも認定保育園への申請が幾つか取り消しの声もあったというような国のほうのお話も聞きました。例えば、保育時間が8時間ないし11時間の保育認定の子供を入園させた場合、今までの4、5時間よりも時間が大幅に延びると。夏休み等の休暇の期間中も開園も必要になると。実際、幼稚園と保育所の保育時間の差は2倍から3倍あると言われてはいるわけですが、状況が異なる子供を一体的に保育しながら、いかに全ての子供に充実した内容を保障するかの課題があるということが今、非常にこういう申請するに当たっても問題視されているわけですが、さらにこのほかにも教材費や職員研修等のあり方に対しても大幅な見直しを求める声は今、上がっているわけでありまして。

それから、もう1つ大事なことは、児童福祉の視点を位置づけるという課題も明確になっていないと。なかなかこれもわからない部分があると。こういうことがいろいろあって、事業者側のデメリットも多くあって進んでいない、こういうのが全国に進んでいないのが実態ではないかと思うわけですが、この辺については、市としてはどういうふうにご検討されているのか、再度、御質問させていただきたいと思っております。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

認定こども園につきましては、当初、国のほうでは、株式会社の参入ということも可能と言っていたものが、国の子ども・子育て会議等を経て、幼保連携型の認定こども園については、学校法人と社会福祉法人ということで限定されたという経緯もございます。そうした中で、安心して預けられる環境、そうしたものが担保されるのではないかとこのように考えております。

また、市のほうで、先般、ニーズ調査結果を行った中でも、認定こども園につきましては、あれば利用したいと答えられた方というのが約2割程度ございましたので、国が言う学校法人とか社会福祉法人からの申し出があれば積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

しかし、この幼保連携型認定こども園、いろいろなデメリットも含めて今、模索段階だというのが全国的な状況だと思うわけですが、移行したら、これはもどに戻ることにはできない。実質的には不可能だというようなことで、一歩足を踏み出すことが今、なかなか広がらない状況があると思うわけですが、1つは、清須でいえば、夢の森保育園の跡に認定こども園の誘致を目指すという計画があるわけでありまして。その中にも、先ほどもニーズ調査の中で幼児教育の部分の一定程度、ニーズの中であるということが述べられたわけですが、この夢の森保育園の跡に幼稚園もしくは認定こども園という書き方もしてあるわけですが、その辺で教育委員会さんのほうは、この認定こども園、もしくは幼稚園という書き方がしてありますので、どう考えてみえるのかお聞かせ願いたいと思います。

要は、教育と保育の問題でいろいろ今、この制度のあり方の中で論議がされておるものですか、教育委員会さんの考え方をひとつお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

ただいまの御質問で1つの施設について、幼稚園または幼保連携型の認定こども園ということでございます。先ほど子育ての次長が答弁したとおり、ニーズ関係にどのように値していくかということで、1つの選定としての私立の幼稚園の誘致というところもございます。それと、全体の保育ニーズということもありまして、幼保連携型認定こども園という方法もあります。その中には、移行がどういうふうに進んでいくかと。認定する場所も違いますし、私立幼稚園の場合ですと、県のほうの私学、その私学については、安定した経営が前提になりますので、既存の経営を脅かすような、そういう形は手を挙げて難しい面もありますけれども、そういうところは調査しながら経営体が安定してできるということであれば、そういう方法もできるというふう考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

先ほどもいろいろデメリットでなかなか広がらない問題について若干述べさせていただいたわけですが、今、安定した経営ということも述べられました。非常に教育と保育を一緒にやっているとということで、いろいろなまだ越えなければならないハードルというか問題もあって、模索状態だと思うわけですが、私が一番心配するのは、子供を真ん中に置いて、きちっとこの問題を考えていくということが大事だと思うんですよ。それで、保育の専門性が薄れてもいけませんし、安定した経営へということを言われましたけれども、保育が市場化してはいけませんので、ぜひ、その辺もきちっと考えていただいて、今後の取り組みをどうしていくのかを検討していただきたいということをお願いしておきます。

次へ行っていたきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問について、林健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

③の御質問にお答えいたします。

市民への周知につきましては、本市における認定基準などを子ども・子育て審議会において諮った上で、可能な限り早期に啓発してまいりたいというふうに考えております。

周知方法につきましては、広報、ホームページなどで行っていくほか、市民の方にもわかりやすく説明したチラシなどを作成し、配布することも検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

早期に啓発等ということと、わかりやすいものをつくって配りたいということでありましたけれども、もう9月の時点で来年の4月、これは例年ですと、10月からいろいろ受け付けとか申し込みがあるわけですが、早期というのは大体どのぐらいの時期にどういうふうに考えられておるのか。

特に、今回の問題は極めて複雑な制度で、利用の仕方も今と変わるわけですので、こういったことが保護者に余り知られていないというか、わかりづらいというか、一方で余り時間がないと、

こういう中でありますので、大体いつごろからどういうふうにするのか、もう少し踏み込んで御答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

周知をいつごろからどのようにということで御質問をいただきましたが、保護者の周知につきましては、議員御指摘のとおり、今回の新制度につきましては非常にわかりづらい、難しいというものであることは確かでございます。そうした周知方法につきましては、わかりやすく説明した資料を準備いたしまして、現在、今、予定しておるのは、来月、新入園児の募集がございます。そうした新入園児の募集の折りに、少し御説明も加えて配布してまいりたいというふうに考えています。

また、在園児につきましても同様な資料を配布するとともに、必要に応じて説明会を開催してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

来月の10月の募集に合わせてということで、これは本当に非常に時間がないわけですね。今までと違って利用の仕方も今とは異なっていく。制度自体が変わっていくものですから、これはできるだけ、こういうふうに制度が変わるということもわかりやすく丁寧にお知らせをしていただきたいと思います。

それから、在園児の認定についても一緒にやっていくようなことを言われたわけですがけれども、今と同じだけの保育が受けられなくなる人も出てくるやもしれませんが、こういったことについては何か検討されておるのか。どういうふうに行っているのか、今の段階で考えがあったら教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

今と同じ制度というか、サービスが受けられないことがあるかということですが、国のほうに

そうした質問をされた自治体もございましたが、そうしたことについては経過措置を設けるなりして、現行のサービスを受けられるようということで回答をいただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

じゃあ、経過措置を設けてやっていく。そういうことがないようにしていくということであり
ます。

もう1つ聞きたいのは、法律では短時間と標準時間の利用上の時間が月単位で定めていくとされて
いるわけですがけれども、例えていうと、8時から16時までといった一律の保育時間帯を設定
して、仮に子供が8時以前、または今の清須の16時以降に保育を利用すると、それが8時間
以内であっても延長保育の対象である、こういうようなことも聞いているわけですが、この
短時間と標準時間の利用時間、これについてはどういうふうに今、検討されていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

延長保育という現状でいうと、8時から16時という現状保育をしております。16時を過ぎ
たときには延長料金というのはいただいておりますが、今、言われました11時間というのが標
準時間になりました。それと、あと8時間というのが短時間でございます。そうした8時間を超
えた場合については、当然、可能性があるというか、認定する際に、その方は標準時間という形
で認定をすることになるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

心配されているのは、月単位の管理ということで、保護者の方自身もこの問題いろいろ大変な
苦勞になると思うわけですがけれども、その辺で延長保育のことがどうなのかとお聞きしたわけ
ですが、その辺については、まだ今の短時間と標準時間の枠内でおさまるという判断でよろ
しいんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

その中でおさまるかかどうかという、まだ今の延長についても具体的な国のほうからも、実際に延長をどうするかということは検討中ということでございますので、そうした国の動向、あるいは他の市町の動向を見きわめた上で進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

利用者の立場に立って、今、いろいろな問題点も指摘されておりますので、延長保育の問題についてもしっかり検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

④の質問について、林健康福祉部次長、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

④の御質問にお答えいたします。

保育料につきましては、新制度においても応能負担の原則によるとされており、世帯の所得の状況に応じて定められることになっております。新制度では、所得の算定の仕組みが所得税から市町村民税の課税額に変わることになりますが、現状の負担額を参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、多子世帯への保育料軽減等の軽減策につきましては、引き続き継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

現在、清須市は7階層であります。国は8階層に今なっているわけですけど、この辺の料金の利用料の階層区分というのもどういふふうになっていくんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

今現在、議員御指摘のとおり、7階層を清須市は取り入れております。国のほうでは8階層になっておりますので、そうしたものを踏まえて今後検討していくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

もう1つは、市町村民税で算定していくということでもありますので、きちっと算定されるのが6月、7月になっていくわけですが、その場合の保育料については、この移行期の場合はどういうふうに考えていくわけでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

移行期につきましては、つい先日、国から示された案というので、6月が賦課課税時期になりますので、4月から、保護者への周知期間も含めて8月までは前年度、9月以降については当該年度というふうな国のほうの案が示されたところでございます。以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

非常に保育料も変わっていくということで、7が8になって、階層も広がっていくということを今、言われたわけですが、働く女性の6割近くが今、非正規雇用で、非常に不安定な雇用形態で働いている人がふえてきているわけでありまして。また、男性の場合も非正規雇用がふえて、共働きしないと生活できない、こういう家庭が今、多いわけでありまして。こうした現実をきちっと直視していただいて、保育料のこういう区分の設定もお願いしたいということをお願いしておきます。

済みません、⑤と⑥、時間がないので一緒に回答をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、⑤と⑥について答弁を求めます。

林健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

まず、⑤の御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの対象児童については、御指摘のとおり、小学校へ就学している児童となり、従来の低学年から高学年まで拡充されます。

市では、放課後児童クラブのニーズ量について、昨年度実施したアンケート調査の結果に基づき、必要ニーズ量を算出し、来年度からの5か年計画である「子ども・子育て支援事業計画（案）」に確保方策を盛り込み、子ども・子育て審議会においてお諮りしたところであります。

その計画素案においては、現在の8児童館で行っている11クラブ420人の定員を15クラブ520人の定員に改めることによって、高学年までの受け入れが可能であるとお示ししており、平成27年度から実施していく予定でございます。

定員の拡充に伴い児童数の増加が見込まれるため、支援員の確保が課題となってまいりますが、定年や出産などでやめられた方、また保育士などの資格を持ちながら企業に勤務している方など、潜在保育士を掘り起こし、やる気のある多様な人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、⑥の御質問にお答えします。

先ほどの御質問でお答えさせていただいたとおり、今ある施設を有効的に活用することにより専用区画は確保されると考えております。したがって、今回の条例案のとおり、1人当たり、おおむね1.65㎡を確保した上で、放課後児童クラブを運営してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

今回、設備運営基準については、自治体レベルでは初めて条例化されるものでありますが、現在実施されている基準をきちっと下回らない、今の国の基準も上回るような取り組みをしていたきたいと思います。27年度から始めるということですので、しっかりこの職員についても配置していただいて、取り組みを行っていただきたいと思います。

その中で、特に気になるところをお聞きしたいわけですが、特に22条のところには、

この条例以外に必要な事項は市長が定めるとありますが、実際には設備の整備の基準等でまだまだいろいろ決めていけないところもあると思うわけですが、何か特別に今、検討されているようなことがあるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

現在、別に定めるものの中で検討していく必要があるのは、清須市の今の放課後児童クラブの利用料が県下でも非常に安い利用料になっております。そうしたものも含めて、子ども・子育て審議会の委員さんから御意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

11番議員（加藤 光則君）

最後に、今の児童館の規則には開設時間があるわけですが、条例第18条には、当該事業所ごとに決めるとされているわけですが、開設時間については、学校休業日は午前8時前後が望ましいと思うわけですが、そういったものについてどういうふうに考えるのか。

それから、最後に市長にお聞きしたいのは、子育て支援制度によって大きくこの保育施設などの仕組みが変わるわけですが、「時代を創る次世代が輝くまち、きよす」という基本理念のもとに、安心安全の子育てができるようにいろいろ計画を持って今、取り組んでいるわけですが、市長はこの計画に当たってどういうふうに今、皆さんに指令を出しておるといのか、考えを持ってみえるのか、最後のこの2つお聞かせいただいて、質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（林 耕司君）

まず、開設時間等につきましては、現状の開設時間でニーズ量は賅っておるというように考えていますので、現行のままやっていくことになるかと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤市長。

市長（加藤 静治君）

お答えさせていただきます。

今回の子ども・子育て支援、この法改正ですけど、まだこの法ができたということで、細部の内容について市として十分把握しておる状況でないということをもっと申し上げたいと思いますし、また今回の法の改正は、全国的にはさまざまな保育事情を抱えてみえる市町村があるということで、いろんな選択方法ができる仕組みに変えられたというふうに私は認識をしております。

そういう中で、本市の保育ですけど、これまで待機児童ゼロということでやってきました。これは今後も引き続いてやっていかなければいけません、先ほど御質問にありましたようないろんな申請の方法、あるいは保育料の算定の基準等々、一部現行の保育の運営と変わってくる部分があります。しかし、そういう部分につきましても、とにかく保護者が安心して預けていただける保育体制、こういうことで、できるだけ適正な保育料、そういったような内容で、今後、詳細については検討していきたいと思っております。

基本的には、今まで目指してきた保育園の統廃合、そういうことをきちっと進めていくということであると思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

これで加藤議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案質疑を終了いたします。

日程第1、認定第1号 平成25年度清須市一般会計決算認定については、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、認定第2号 平成25年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について及び日程第3、認定第3号 平成25年度清須市介護保険特別会計決算認定については、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第4、認定第4号 平成25年度清須市下水道事業特別会計決算認定については、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第5、認定第5号 平成25年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定については、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第6、認定第6号 平成25年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第25号 清須市職員の配偶者同行休業に関する条例案については、総務委員

会に審査を付託いたします。

日程第 8、議案第 26 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案から日程第 10、議案第 28 号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 11、議案第 29 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案及び日程第 12、議案第 30 号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案については、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 13、議案第 31 号 清須市母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例案及び日程第 14、議案第 32 号 清須市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 15、議案第 33 号 清須市就学指導委員会条例の一部を改正する条例案は、建設文教委員会に審査を付託します。

日程第 16、議案第 35 号 平成 26 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案については、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 17、議案第 36 号 平成 26 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案及び日程第 18、議案第 37 号 平成 26 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、福祉委員会に審査を付託します。

日程第 19、議案第 38 号 平成 26 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案については、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 20、議案第 39 号 平成 26 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案については、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 21、発議第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）については、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 22、発議第 3 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）については、福祉委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

早朝より大変御苦労さまでございました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

(時に午後 10 時 19 分 散会)